

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：五ヶ瀬町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

別紙のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- 1) 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上、施設の長寿命化、機能向上を図り、棚田における中山間地域等直接支払交付金第6期対策の協定農用地面積370haを維持する。
（年間2回の共同作業実施）

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

- 1) 本地域の象徴ともいえる棚田や森林が担う役割を住民一人ひとりが正しく理解し、耕作を続け保全された棚田の多面的機能の維持、発揮を図るための取り組みを継続的に推進する。（集落住民を含めた年1回の研修会等の実施）

③担い手の確保・育成

- 1) 町内では、人口の減少や高齢化が深刻であり、担い手や後継者の確保が最大の課題となっている。そのような中、棚田の保全活動を継続するため、地域住民や地元企業等への働きかけを行い、共同活動を行う人数を644人から650人に増加させる。
- 2) 高齢化による農地維持の労力負担が原因となり離農する事例も発生しており、今後は農作業受託組織の構築が検討課題となっている。組織のリーダーとなる人材の確保や、受け手の確保など課題は山積しているが、取り組みを進めて行く。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

- 1) 伝統的な農林業や美しい棚田、山林、生物多様性、地域の絆などは一度なくしてしまふと代替えの効かない貴重な資源であり、それらの資源を失わず将来世代が豊かに暮らせる環境づくりとして、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上等により里山環境の保全や棚田景観を保全する。（棚田集落：年間2回の共同作業実施）

- 2) 棚田や畦畔に、レンゲや秋桜、彼岸花の植栽による良好な景観形成を図り、55 集落中 5 集落での取り組みを目指す。

②生産性の向上・効率化

- 1) 令和 11 年度まで、指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、集落で侵入防止柵や捕獲檻の購入、設置等、有害鳥獣の捕獲活動を実施する。また、鳥獣被害対策マイスターの育成に向けた取り組みを実施する。（捕獲檻の設置 年間 0 基から 3 基へ増）

③農産物の供給の促進

- 1) ふるさと納税の返礼品として米の需要拡大を図る。近年の米高騰により小売店での販売のみならず、ふるさと納税の返礼品としての需要も急拡大しており、業務委託業者への卸売数量を増やし、五ヶ瀬米の認知度を高めるとともに水稻栽培経営の安定化を図る。（卸売数量：年間 10 kg から 100 kg へ増）

④生物の多様性の確保・その他の自然環境の維持

- 1) 環境保全型農業（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則 5 割以上低減する取組）を促進し、環境保全に繋がる農産物の認証等、高付加価値化を目指し、環境保全型農業の取組面積 24ha を今後も維持させる。
- 2) 棚田や山腹用水路の周辺に生育する植物相や生き物を調査し、生物多様性の状況を把握する「生物多様性調査」を実施し、自然環境を評価し、地域の小学生を対象とした自然保護等の環境教育を実施する。（生物多様性調査 1 回/年）

⑤伝統文化の継承

- 1) 指定棚田において、現存する祭りや伝統行事、農林文化を継続して行い、維持・継承する。（荒踊、神楽、棒術、団七踊り等：各集落での継承活動）

⑥防災・減災力の強化

- 1) 水田やため池の見回りや水管理を定期的に行うことで雨水貯留機能を維持する。（見回りや水管理の定期的な実施：6 回／年を 1 回/月）
- 2) 危険ため池の定期的な草刈りなどを行うことで、管理体制の強化を行う。（不定期を 1 回/年）
- 3) 災害時における連絡網や資材を計画的に準備することで、応急体制の整備を行う。（連絡網の策定）

⑦山間地農林業複合システムの保全

- 1) 地域改善活動や森林、農地の保全管理の循環システムが評価され、平成 27 年 12 月に「高千穂郷・椎葉山地域」として世界農業遺産に登録されている「山間地農林業複合システム」の継続した保全活動を「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」と連携して行う。（研修会等の実施：年 1 回）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 1) 令和 11 年度までに、棚田地域を紹介し交流人口の増加を目指すためパンフレット等を作成する。（棚田パンフレット作成：300 部）

②棚田を観光資源とした地域振興

- 1) 棚田周辺の景観形成を図ることで、棚田の魅力を向上させ、地域の協議会の活性化と、「棚田フットパス」の参加者を 10 人から 20 人に増加させる。

3 計画期間

認定月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- 1) 集落協定参加者により毎年度総会を実施し、協定農用地の保全に向けた活動や取り組み方針を協議し、共同草刈り・水管理及び水路・農道の管理・機能向上を行う。

②傾斜地崩壊の防止・水源涵養機能の維持

- 1) 町は、「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」と連携し、棚田が持つ多面的機能維持、発揮について研修会を年 1 回開催する。
- 2) 集落参加者は、耕作を継続し、協定農用地の保全に向けた活動や取り組み方針を協議し、共同草刈り・水管理及び水路・農道の管理・機能向上を行う。

③担い手の確保・育成

- 1) 集落協定参加者は、後継者や地域外の家族に、共同作業への協力を呼びかける。

2) 集落協定参加者と町は、地元企業等に共同活動への協力を呼びかける。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

1) 集落協定参加者は、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作や畦の草刈り、水路・農道の維持・管理、機能向上等により里山環境の保全や棚田景観を保全する。

2) 棚田周辺に地域のシンボルとなる花木を植栽し、良好な景観を形成する。

②生産性の向上・効率化

1) 令和8年度から、集落において自走式草刈り機の導入の検討を行う。

2) 指定棚田における鳥獣被害の減少に向け、県・町村・J A・森林組合等関係者の連携により集落ぐるみで取り組みを行い、集落で侵入防止柵や捕獲檻の購入、設置等、有害鳥獣の捕獲活動を実施する。

3) 町や宮崎県は、令和8年度から宮崎県鳥獣被害マイスター認定研修や鳥獣被害対策技術向上研修の受講者を募り、鳥獣被害対策マイスターの育成に向けた取り組みを実施する。

③農産物の供給の促進

1) 町は、ふるさと納税の返礼品として、五ヶ瀬米の卸売数量を増加させ、業務委託業者と連携して認知度の向上に向けた取り組みを行う。

④生物の多様性の保全・その他の自然環境の維持

1) 集落と町は、農研機構西日本農業研究センターと協力し、棚田や山腹用水路の周辺に生育する植物相や生き物調査を実施し、自然環境を評価する。小学校と連携し自然保護等の環境教育を実施する。

⑤伝統文化の継承

1) 指定棚田において、現存する祭りや伝統行事、農林文化を将来に継承していくため地域住民において継続して実施し、後継者育成を目的に小学校での継承教室を年10回実施する。

⑥防災・減災力の強化

1) 集落は、水田やため池の見回りや水管理を定期的に行うことで雨水貯留機能を維持する。

- 2) 集落は、危険ため池の定期的な草刈りなどを行うことで、管理体制の強化を行う。
(棚田集落：随時を1回/年)
- 3) 集落において、災害時の連絡網や資材を計画的に準備することで、応急体制の整備を行う。

⑦山間地農林業複合システムの保全

- 1) 地域改善活動や森林、農地の保全管理の循環システムが評価され、平成27年12月に「高千穂郷・椎葉山地域」として世界農業遺産に登録されている「山間地農林業複合システム」の継続した保全活動を行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 1) 町は、農泊の協力農家の発掘や、許認可の取得支援を行う。
- 2) 認知度を高める目的で棚田地域を紹介するパンフレット等を作成する。
(棚田パンフレット等の作成：300部)
- 3) 町は、山腹用水路を利用した小水力発電施設による再生可能エネルギーの利用拡大や地域への経済効果・農林業システムにおける役割等の調査研究を進める。

②棚田を観光資源とした地域振興

- 1) 棚田周辺の景観形成に取り組み、桑野内地区が取り組む「夕日の里づくり」に寄与するとともに、鞍岡地区の「棚田フットパス」の参加者増加を目指す。

【坂本地区】

棚田名	(1)棚田等の保全	(2)棚田等の保全を通じた 多面にわたる機能の維持・発揮	(3)棚田を核とした棚田 地域の振興
奈良津棚田	①集落協定参加者による総会の実施 (各棚田：年1回) ・協定農用地の保全に向けた活動、取り組み方針の協議 【全棚田】 ①共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②集落住民を含めた研修会等の実施(年1回) 【全棚田】	①1) 耕作の継続 共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②1) 集落ぐるみでの侵入防止柵の設置・捕獲檻の設置 (3基) 【全棚田】 ⑤1) ユネスコ無形文化遺産である「荒踊」の後継者育成を目的として、地域の小学校で継承教室を行う (年：10回) 【全棚田】	①1) 棚田地域を紹介し、交流人口増加を目指すためのパンフレット等の作成 (300部) 【内の口棚田】
谷下棚田			
長原棚田			
長迫棚田			
大石棚田			
牧棚田			
鳥越棚田			
向村棚田			
寺村棚田			
内の口棚田			
坂狩棚田			
荒谷棚田			

【三ヶ所地区】

棚田名	(1)棚田等の保全	(2)棚田等の保全を通じた 多面にわたる機能の維持・発揮	(3)棚田を核とした棚田 地域の振興
戸川棚田	①集落協定参加者による総会の実施 (各棚田：年1回) ・協定農用地の保全に向けた活動、取り組み方針の協議 【全棚田】 ①共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②集落住民を含めた研修会等の実施(年1回) 【全棚田】	①1) 耕作の継続 共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②1) 集落ぐるみでの侵入防止柵の設置・捕獲檻の設置 (3基) 【全棚田】 ⑤1) 田植えや稲刈り交流会により交流人口の増加を図る 【宮野原棚田】 ⑥1) 水田・水路の見回りの定期的な実施 (1回/月) 【全棚田】	①1) 棚田地域を紹介し、交流人口増加を目指すためのパンフレット等の作成 (300部) 【宮野原棚田】
宮野原棚田			
中村棚田			
広木野棚田			
兼ヶ瀬棚田			
赤谷棚田			
高畑棚田			
川曲棚田			
川原谷棚田			
瀬丸棚田			
二股棚田			
下長野棚田			
焼野棚田			
日向棚田			
八重所棚田			

【桑野内地区】

棚田名	(1)棚田等の保全	(2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(3)棚田を核とした棚田地域の振興
西・辻棚田	①集落協定参加者による総会の実施 (各棚田：年1回) ・協定農用地の保全に向けた活動、取り組み方針の協議 【全棚田】 ①共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②集落住民を含めた研修会等の実施(年1回) 【全棚田】	①1) 耕作の継続 共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②1) 集落ぐるみでの侵入防止柵の設置・捕獲檻の設置 (3基) 【全棚田】 ⑤1) 桑野内地区に伝わる神楽の後継者育成を目的とした継承活動(年：3回) 【全棚田】 ⑥1) 水田・水路の見回りの定期的な実施(1回/月) 【全棚田】	①1) 棚田地域を紹介し、交流人口増加を目指すためのパンフレット等の作成 (300部) 【全棚田】 ②1) 棚田周辺の植栽による景観形成に取り組み地域の「夕日の里づくり」に寄与することで交流人口の増加を図る。 【全棚田】
久保棚田			
仲山棚田			
陣・馬場棚田			
横通棚田			
上赤棚田			
下赤棚田			
黒板棚田			
興地・北の迫棚田			
小半田棚田			
土生棚田			
麦の崎棚田			
栗の谷棚田			
桑野内鳥越棚田			

【鞍岡地区】

棚田名	(1)棚田等の保全	(2)棚田等の保全を通じた 多面にわたる機能の維持・発揮	(3)棚田を核とした棚田 地域の振興
揚・荻原棚田	①集落協定参加者による総会の実施 (各棚田：年1回) ・協定農用地の保全に向けた活動、取り組み方針の協議 【全棚田】 ①共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②集落住民を含めた研修会等の実施(年1回) 【全棚田】	①1) 耕作の継続 共同草刈り・水路泥上げ (年間2回) 【全棚田】 ②1) 集落ぐるみでの侵入防止柵の設置・捕獲檻の設置 (3基) 【全棚田】 ③1) ふるさと納税の返礼品として委託業者への卸売数量の増加を図る。 【日蔭棚田】	①1) 棚田地域を紹介し、交流人口増加を目指すためのパンフレット等の作成 (300部) 【全棚田】 ②1) 棚田の畦畔を植栽により景観形成し「棚田フットパス」の交流人口を増加させる。 【日蔭棚田】
スクナ原棚田			
道の上棚田			
笠部棚田			
日蔭棚田			
大石の内棚田			
稲ガ先棚田			
長峰棚田			
後川棚田			
小切畑・広瀬棚田			
小川棚田			
下川棚田			
12区棚田			
鞍岡荒谷棚田			
木合屋棚田			
中入・大平棚田			
鞍岡波帰棚田			